



『活きてることわざ』

船橋市議会議員（無所属・4期）

神田廣栄（かんだひろい）市議会報告

【事務所】

船橋市前原西 8-24-8

☎ 047-490-3333

Fax 465-7117

Eメール hiroei@muc.

biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.hiroei.jp>

hiroei.jp

命に過ぎたる宝なし。旧套墨守（きゅうとうばくしゅ）

【命に過ぎたる宝なし】◇生命ほど大切なものはこの世にない、ということ。

《類語》死んで花実が咲くものか。命あっての物種。

《対語》命は鴻毛（こうもう）より軽し。命より名を惜しむ。

【旧套墨守】◇古い方法や、ありきたりの形式などをそのまま守ること。「旧套（きゅうとう）」は昔のままの方法や形式。「墨守（ぼくしゅ）」は固く守ること。「旧套を脱する」は、古くさいやり方をやめて、新しい方法をとろうとすること。

《類句》旧慣墨守（きゅうかんぼくしゅ）。旧習墨守（きゅうしふくぼくしゅ）。

今年は寒いですね。1月22日には四年振りに20センチを超える積雪もありました。新潟県生まれの私は特に驚くことではありませんが、通勤や通学の方々には大変なことでした。その後も連日寒いので、日陰の雪がなかなか溶けてくれません。立春の声を聞くと嬉しくなりますが、統計上、積雪のある日が2月に一番多く、まだまだ心配です。

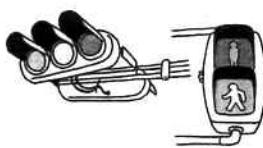
久し振りに企画した「日帰りバス旅行」は21日に実施し、穏やかな陽気に恵まれて、翌日からの積雪を伴う荒天を避けられ幸いでした。参加くださいました多くの方々に感謝いたします。



さて、2月19日から新年度予算を審議する重要な第1回定例会が始まります。まだ手元に予算概要が届いていませんので触れられませんが、次回以降に皆様にお伝えしてまいります。今号は第4回定例会（12月議会）で私が質問した中から、特に身近なことについてご報告いたします。

信号機の設置について

昨年11月4日に、東船橋の市道（船取線と市場通りが交わる駿河台交差点そば）で、横断歩道を渡っていた79歳の女性が、軽ワゴン車にはねられ死亡するという痛ましい事故が発生しました。その女性が住んでいた町会の会長さんから「この横断歩道に信号機を設置するようお願いしたが無理だと言われた。なんとかならないものか」と相談を受けました。



設置不可の理由は「駿河台交差点から近いため」だそうです。信号機の設置などは警察が決定します。横断歩道や信号機の設置などの要望は、市の道路部に依頼し、道路部が警察に相談することになっています。

そこで、信号機の設置基準を伺いました。

— 道路部長の答弁 —

交通信号機の設置については、千葉県公安委員会の所管業務です、警察に設置に必要な一般的な条件を確認したところ、平成27年12月28日付けで、警察庁より「信号機設置の指針」について通達が出ており、次の5つの条件が示されています。

①赤信号で停止している自動車等の側方を自動車が安全にすれ違う車道幅員が確保できること。

- ②歩行者の安全な滞留場所を確保できること。
- ③交通量が最大となる1時間の主道路の自動車等往復交通量が、原則として300台以上あること。
- ④隣接する信号との距離が、原則として150m以上あること。
- ⑤交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に確認できるように信号柱を設置できること。

これら全ての条件に該当することとなっています。

なかなか厳しい条件ではあります。

町会から相談された信号機設置について、「現在ある横断歩道を、より安全な場所として50m程先に移動して、そこに信号機を設置して欲しい」と道路部に依頼しました。『命に過ぎたる宝なし』です。またこのような事故が起こらないように一刻も早く横断歩道に信号機を設置してもらいたいです。

「資源ごみ」「有価物」の協力金について

現在、ごみステーションで毎週1回、ビン・缶などの「資源ごみ」と新聞紙などの「有価物」回収が行われています。回収した重量により、その地域にある「有価物連絡会」などに協力金としてキロ当たり3円が交付されています。「有価物連絡会」は、地域の町会・自治会と一緒にになっていることが多く、それぞれの会計に繰り入れられ皆様に還元されています。

以前私は、**有価物回収の一元化**を理解・促進するために市が導入した「協力金」は、税金から支払われるため、ぼちぼち廃止しても良い時期ではないか、家庭から出る不要物を持って行ってもらうだけでも有り難いのではないか、などと質問したことがあります。『旧套墨守』を脱しなければなりません。それ以前に、意外と「協力金」の存在すら知らない方も多いのではないかと思っています。

この「協力金」は、回収したものの売上金（利益）から出ていると思っている方がありにも多いと思われるので、あえて「原資は税金なんだ」ということを周知するため質問しました。

—環境部長の答弁—

「資源ごみ回収協力金」「有価物回収協力金」は、それぞれ、清掃思想の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量運動の推進を図ることを目的とし、歳出予算の報償費として交付しています。

平成9年度以前は、回収業者から売上に基づく還元金があり勘違いしている方もおられると思いますが、平成10年度以降については還元金が無くなり、歳出予算の報償費のみを交付しています。

「歳出予算の報償費」などと役所言葉で分かりづらいが、要するに「売上金からではなく、税金から協力金を交付している」で間違いないか、再度尋ねました。

—環境部長の答弁—

売上金から還元されるものではなく、市民の皆様から納めていただく税金をはじめとする一般財源を活用して支出されているものです。

協力金（還元金）は税金からの支出なんだということがはっきりしたと思います。既得権益を打破するのは難しいですが、燃えるごみの有料化よりも良いのではないかと思っています。



今年は週3回の収集が2回になります。資源になるものや食料も有効利用し、できるだけごみの減量に努めてまいりましょう。

まだまだ寒い日が続きます。体調管理には十分気をつけてください。

